

令和4年度指定の加古川市指定文化財

平荘町池尻の稚児窟石棺蓋を新たに加古川市指定文化財に指定

主催 組織	加古川市教育委員会
日時 決定日等	令和5年3月9日の定例教育委員会で議決
場所	—
内容	<p>このたび（3月9日）、加古川市教育委員会は、加古川市文化財審議委員会の答申を受けて、加古川市指定文化財として新たに1件を指定しました。</p> <p>新たに指定したものは、池尻町内会（平荘町池尻）管理の「稚児窟石棺蓋（ちごがいわやせっかんふた）」1基です。指定理由は、添付資料のとおりです。</p> <p>これにより、市内の指定文化財は、国指定23件（うち国宝2件）39点、県指定33件56点、市指定71件1,427点と、国登録9箇所37件となります。</p> <p>地域の文化財は、先人たちのくらしや地域の歴史や文化を物語るものです。こころ豊かな生活のために活用していくとともに、未来の人々のために大切に保存していかなければなりません。今後とも、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、写真データをご希望の場合は、担当者まで連絡ください。</p>
対象（参加者）	
定員	
参加費	
申込先・方法	
目的・背景 その他	
市ホームページ	掲載予定（3月17日）
広報かこがわ	5月号に掲載予定 （関係施設等をとおして配布する3月31日付け「文化財ニュース66号」に掲載予定）

加古川市指定有形文化財の指定について

令和4年12月16日（金）

池尻町内会から「稚児窟石棺蓋 1基」の指定申請を受け付ける。

令和4年12月20日（火）

第2回加古川市文化財審議委員会（以下、「審議委員会」という。）で、申請に基づき「稚児窟石棺蓋 1基」の指定について、加古川市教育委員会から審議委員会に諮問し、審議が始まる。

令和5年1月31日（火）

第3回審議委員会で、現地調査及び審議が行われ、委員全員一致で「諮問のあった1件について、指定することを推薦する。」と議決される。

2月9日までに指定理由書（案）の確認を終える。

令和5年2月10日（金）

審議委員会から、諮問のあった1件について、新たに指定するよう指定理由書を添えて答申を受ける。

令和5年3月9日（木）

3月定例教育委員会で、審議委員会からの答申に基づき議決し指定する。

新指定文化財（1件）

種別	名称	数量	管理者	所在地
考古資料	稚児窟石棺蓋	1基	池尻町内会	平荘町池尻 698 番地の 9

参考／令和5年3月10日現在の市指定文化財の件数

種別	建造物	絵画	彫刻	工芸品	古文書	歴史資料	考古資料	無形文化財	民俗資料	史跡	天然記念物	合計
件数	4	10	16	9	6	1	17	1	2	4	1	71

・新指定考古資料1件を含む

(新指定)

指 定 理 由 書

ちごがいわやせつかんふた 稚児窟石棺蓋 1基 《考古資料》

所有者 池尻町内会 所在地 加古川市平荘町池尻 698 番地の 9

寸法／ 長辺 242cm、短辺 158cm、高さ 60cm、上部平坦面幅 72cm（長辺及び短辺は縄掛突起部を含む最大値、縄掛突起部を含まない長辺は 233cm、短辺は 146cm）

材質及びその他の特徴／ 材質は流紋岩質凝灰岩（竜山石）製である。形状は縄掛突起がある家形石棺の蓋石である。

時代／ 古墳時代から飛鳥時代（6世紀末から7世紀初）

この石造品は、縄掛突起をもつ家形石棺の蓋の部分である。材質はこの地域で産出される流紋岩質凝灰岩（竜山石）製であり、突起部を含む最大長が 242cm の市内最大の石棺の蓋である。表面は、丁寧に仕上げられておりノミ痕はほとんど認められない。上部には平坦面があり、内側には浅い割り込みがある。突起部は、短辺に各 1 個、長辺に各 2 個の計 6 個あり、断面はいずれも長方形で、わずかに斜め下向きに突出している。

製作年代については、古墳と石棺の特徴から 6 世紀末から 7 世紀初め頃と考えられる。

この石棺蓋は、稚児窟と呼ばれていた池尻 16 号墳のものである。昭和 41(1966)年に完成した工業用水ダム湖である平荘湖に古墳が水没するまでは、墳頂部にあった弁天祠の横に置かれていた。平荘ダムの完成に伴って、弁財天をまつる市杵島神社とともに南側の湖畔に移され、露天で保存公開されている。

池尻 16 号墳は、墳丘の大きさが一辺約 40m あり、兵庫県下最大の横穴式石室を持つ方墳である。石室は、全長 13.8m、玄室の長さ 6.4m、幅約 3 m、高さ約 3.5mメートルで、県下最大級である。この古墳は、形や大きさなど、当時のヤマト政権の王族や有力豪族の古墳の影響が見られることから、古墳時代後期から飛鳥時代にかけての加古川下流地域の有力者像、そして、ヤマト政権との密接な結びつきを考えるうえで重要な古墳である。

なお、この石棺の身の部分は、江戸時代に姫路藩主榊原式部大夫が泉水に使うために運び出したがあまりに重いので途中で中止した、という記録があり、その後、昭和 11(1936)年頃になって道路拡幅工事で発見され、現在、志方町投松の公民館前に保存されている。

大型で丁寧に仕上げられたこの石棺蓋は、古墳時代後期から飛鳥時代の播磨地域を代表する方墳である池尻 16 号墳（稚児窟）に安置されていたもので、播磨の古代史を考えるうえで、また、当時の高度な石工技術を知るうえで、学術的に価値が高いものである。

